

基本目標 4

快適でにぎわいのある交流地域づくり

〔社会基盤・観光・国際化〕

政 策 の 体 系

政策
41

快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

施 策

- 411 安全で安定した水の供給
- 412 生活排水処理施設の整備・普及
- 413 公共交通ネットワークの整備
- 414 体系的な道路網の整備

政策
42

魅力とうるおいのある生活空間をつくる

施 策

- 421 個性の輝く地域づくり
- 422 活気あふれるまちづくり
- 423 いきいきとした農山村づくり
- 424 美しい景観とみどりづくり
- 425 憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり

政策
43

にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

施 策

- 431 魅力ある“観光とちぎ”づくり
- 432 国際化の推進
- 433 社会貢献活動の促進
- 434 情報ネットワーク社会の推進

政策41 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

目標

県民の日常生活や経済活動に不可欠な社会資本を、効率的・効果的に整備・充実することで、快適で活力のある暮らしを確保します。

現状と課題

上下水道、公共交通機関、道路等のすべての人の暮らしを支える社会資本については、既存ストックを有効活用しながら、県民の多様化するニーズに応えた整備が求められています。

このため、全ての人が快適に生活できるように、県民の価値観やニーズを踏まえ、日常生活における利便性の向上や、活力ある社会経済活動を確保できるように、これまでにも増して社会資本を効率的・効果的に整備・充実する必要があります。

取組の方向

- 水資源を開発・保全するとともに、安定的な水の供給を図ります。
- 「生活排水処理構想」に基づき生活排水処理施設の整備・普及を図ります。
- 公共交通ネットワークと体系的、効率的な道路網の整備により、「新たな県土60分構想」を推進します。

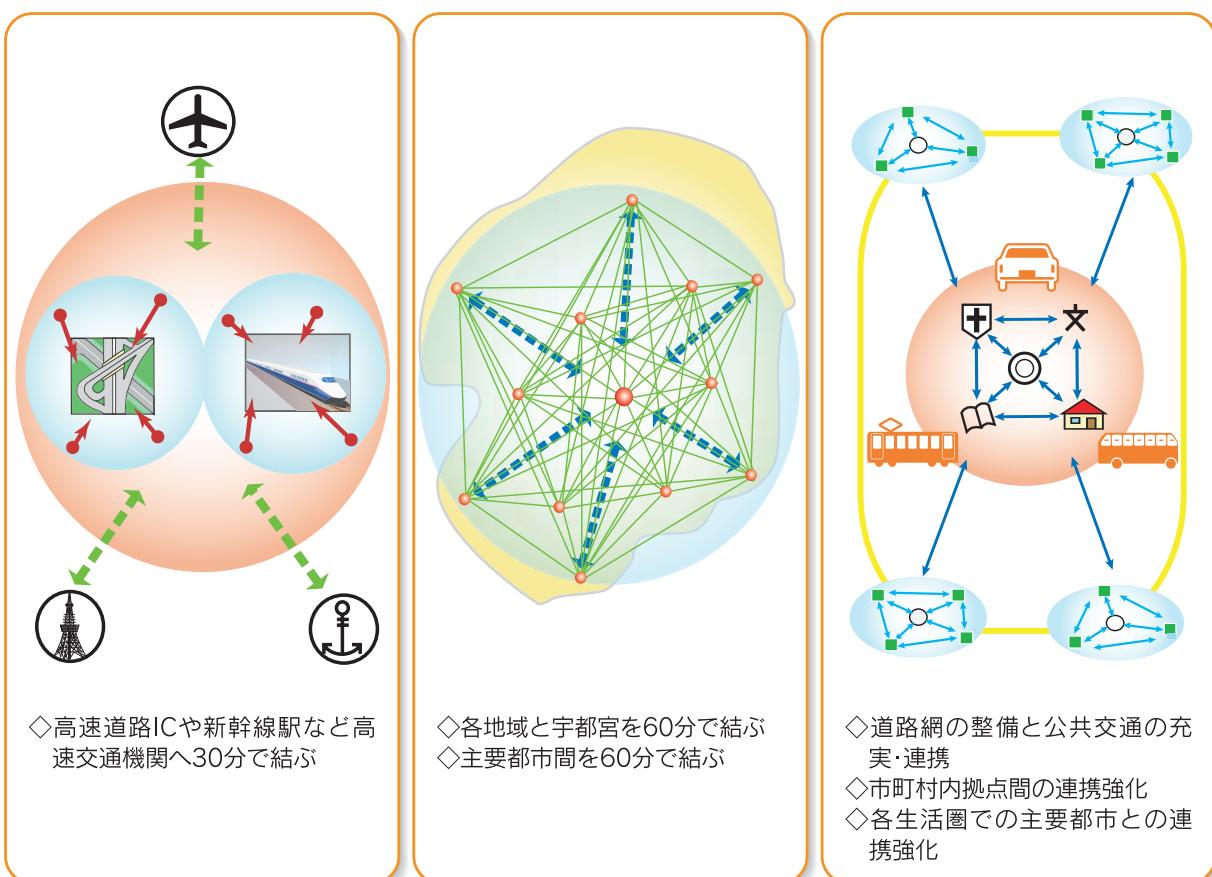
県内水需要の見通し

単位：百万t

	H5 (1993)	H10 (1998)	H14 (2002)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)
水道 用水	256 (96.6)	268 (101.1)	265 (100.0)	270 (101.9)	268 (101.1)	265 (100.0)	261 (98.5)	255 (96.2)
工業 用水	180 (126.8)	162 (114.1)	142 (100.0)	141 (99.3)	142 (100.0)	143 (100.7)	146 (102.8)	152 (107.0)
農業 用水	2,269 (101.3)	2,261 (101.0)	2,239 (100.0)	2,213 (98.8)	2,191 (97.9)	2,196 (98.1)	2,200 (98.3)	2,205 (98.5)

下段（ ）書きは平成14年度に対する率
県企画部（平成17年10月推計）

～新たな県土60分構想～ 「誰もが、どこから、どこへでも、安全・スムーズに移動できる交通網の整備」

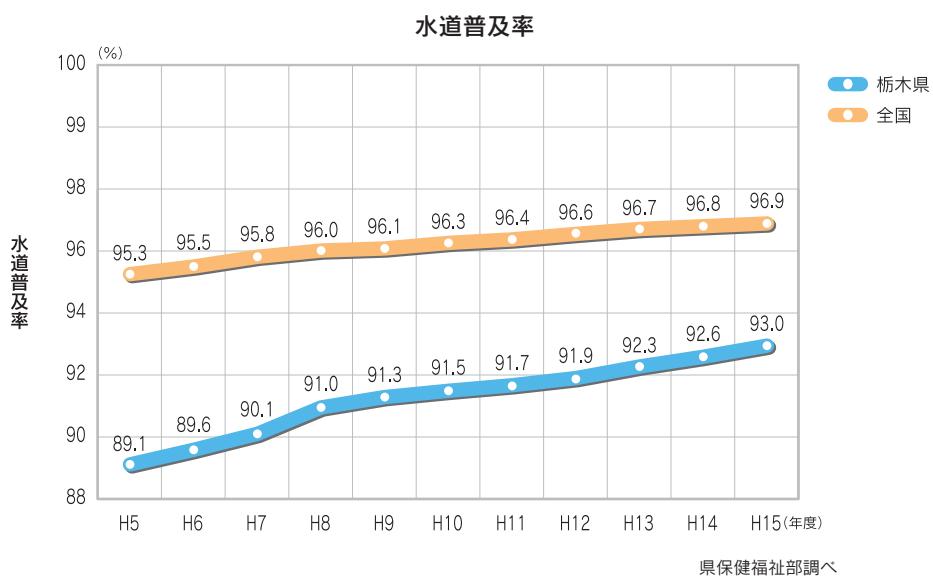


施策の目標

今後必要となる水資源を開発・保全するとともに、安全な水を安定的に供給できるようにします。

現状と課題

- 水道の普及率は着実に伸びていますが、全国順位35位と低位です。
- 水道水源の地下水への依存度は全国平均よりも極めて高い状況にあります。
- 林業の採算性の悪化等により、森林管理が適正に行われにくい状況にあり、森林の水源かん養機能の低下が危惧されています。



施策の展開

参照：第3部 P206

水道の普及促進

水道施設整備や災害に強い水道管路整備を促進するとともに、新たな水道の広域化^{※1}を推進し、安全な水を安定的に供給します。

- 市町村が行う水道未普及地域解消事業への支援
- 広域水道事業のあり方検討

水資源の確保と保全

事業中の多目的ダムの建設促進等により水資源の確保を図るとともに、地下水採取規制のあり方を検討するなど、地下水の適正利用のための取組を推進します。

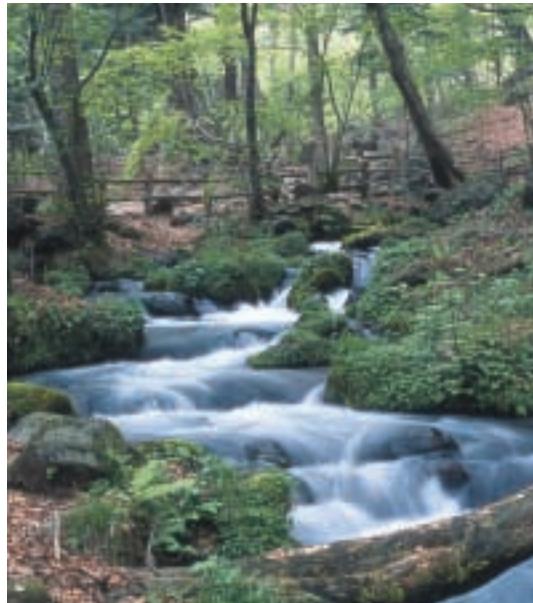
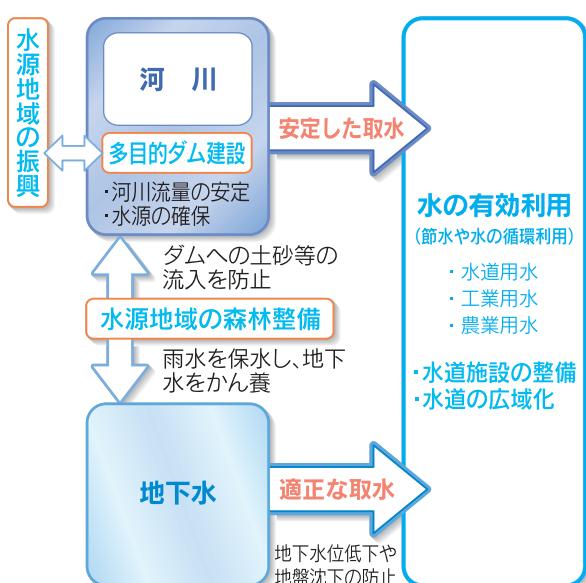
また、森林の適切な整備や保安林の指定を推進し、水源かん養機能の維持増進を図ります。

※1 従来の配水管を広域的・一体的に布設する等の施設整備に加え、施設の経営や運転管理を一体化する等の多様な形態の広域化を進めることをいう。

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
水道普及率	89.1 % (H5)	91.5 % (H10)	93.0 % (H15)	94.1 % (H22)	94.8 % (H27)
老朽管 ^{※2} の更新率	75.2 % (H5)	82.5 % (H10)	89.4 % (H15)	92.0 % (H22)	93.0 % (H27)
水源かん養保安林の指定面積	45 〒ha (H6)	46 〒ha (H11)	49 〒ha (H16)	58 〒ha (H22)	76 〒ha (H40)

※2 布設後20年以上経過した鉄管・コンクリート管等



尚仁沢湧水（塩谷町）

期待される主な主体の役割

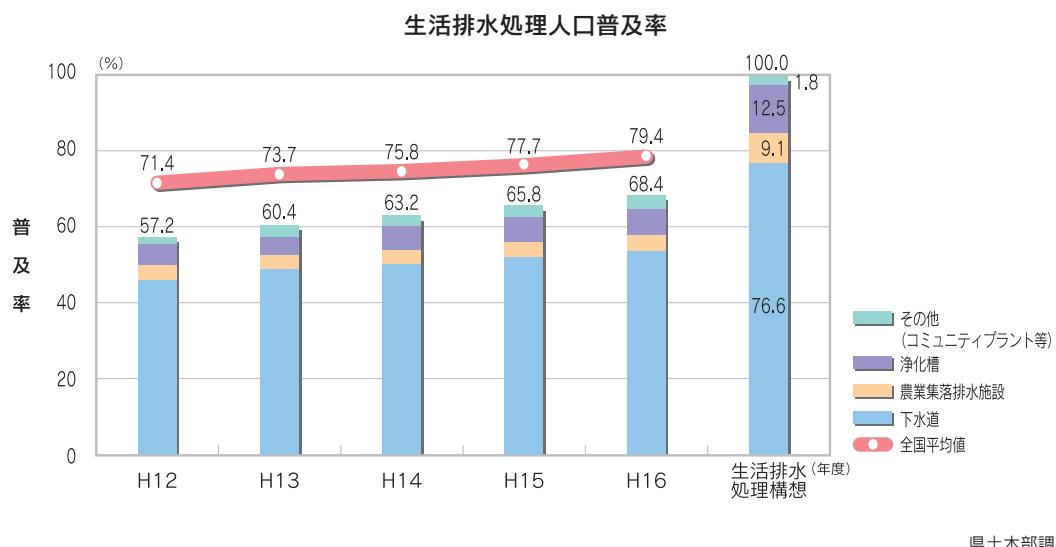


施策の目標

県民5人に4人が利用可能な生活排水処理施設を計画的・効果的に整備します。

現状と課題

- 本県の生活排水処理人口普及率は68.4%（平成16年度末）で、県民の3人に1人は生活雑排水が未処理となっています。また、全国（79.4%）と比べると低い状況にあります。
- 生活排水処理施設の整備・普及により今後、下水汚泥が増加することが予想され、その処理が課題となっています。



施策の展開

参照：第3部 P206～P207

下水道の整備・普及

市街地及びその周辺地域を二つ以上の市町村にまたがる流域下水道や市町村が実施する公共下水道の整備・普及により、良好な環境の形成と水質の保全を図ります。

さらに、発生する汚泥を貴重な資源となるよう適正に処理します。

農業集落排水施設の整備・普及

農業集落排水施設の整備・普及を支援し、農村地域の生活環境の改善と水質の保全を図り、快適な農村を形成します。

さらに、コンポスト施設の整備を推進し、発生する汚泥を肥料として適正に処理します。

浄化槽の設置促進

下水道、農業集落排水施設等の整備を行わない地域において、生活環境の改善と水質保全を図るために、浄化槽の設置を促進します。

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
生活排水処理人口普及率 ^{*1}	39.5 % (H5)	54.9 % (H11)	68.4 % (H16)	81.0 % (H22)	86.4 % (H27)
身近な水路の水質改善 ^{*2} 箇所数	—	—	0 箇所 (H17)	80 箇所 (H22)	160 箇所 (H27)
汚泥リサイクル量 ^{*3}	—	—	80 千t (H16)	104 千t (H22)	114 千t (H27)

*1 行政人口に対する下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備人口の割合

*2 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備を行う区域で、小河川、用水路の水質が改善された箇所数の5年間の累計

*3 下水道、農業集落排水施設から発生する汚泥を再生処理した量（建設資材、肥料等）



北那須浄化センター水処理施設（大田原市）



栃木県下水道資源化工場（宇都宮市）



「生活排水処理構想」は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等を効率性・経済性の観点から、地域の特性に応じた適正な整備手法を定めています。

期待される主な主体の役割



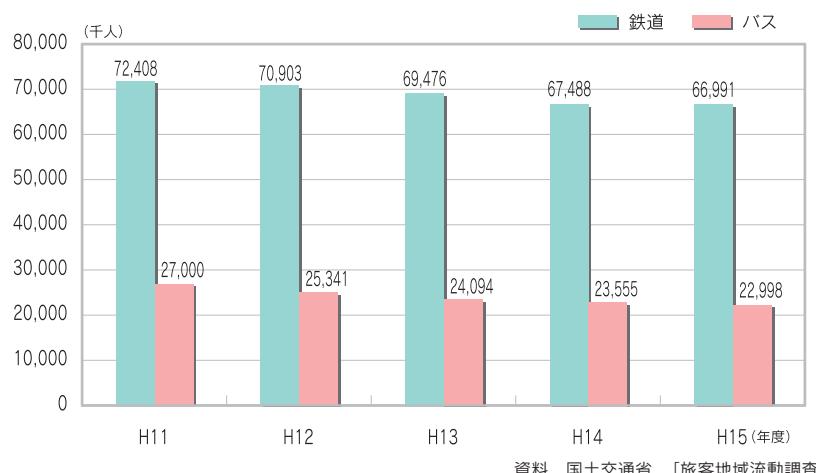
施策の目標

自動車交通などの他の移動手段とのバランスの取れた公共交通ネットワークを整備します。

現状と課題

- 鉄道の利用者数は、多くの路線で横ばいないし減少傾向にあります。バスについても、利用者数の減少により路線数や便数が減少し、さらに利用者のバス離れを加速するという悪循環となっています。
- マイカーから公共交通への利用転換が進んでいません。
- 自動車を運転できない人や観光客の移動手段の確保をはじめ、交通渋滞の緩和、環境負荷の軽減の観点から、公共交通の維持・充実が必要となっています。

県内の鉄道・バス利用者数の推移



施策の展開

参照：第3部 P207

公共交通の利便性、快適性の向上

鉄道やバスなどの公共交通機関の連携を図りながら、公共交通の利便性、快適性を高めるとともに、公共交通への利用転換を促進します。

また、高齢者や障害者をはじめすべての人が利用しやすいノンステップバスの導入などを促進します。

- 鉄道駅のバリアフリー化促進
- 新交通システムの導入検討

公共交通を支える道づくり

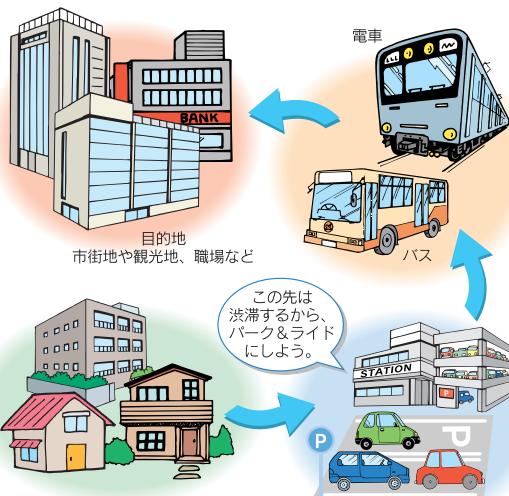
駅前広場などの交通結節点の機能を向上させるとともに、鉄道駅へのアクセス道路の整備やバス・タクシーの円滑な走行空間の確保により、公共交通機関の利用促進を図ります。

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
鉄道・バス等の輸送分担率 ^{*1}	14.6 % (H5)	11.7 % (H10)	8.7 % (H15)	10.0 % (H22)	15.0 % (H27)
鉄道駅へのアクセス道路の整備延長	—	14.4 km (H12)	15.8 km (H17)	24.5 km (H22)	61.0 km (H42)
鉄道駅のバリアフリー化施設整備率 ^{*2}	0 % (H6)	0 % (H11)	40.0 % (H16)	90.0 % (H22)	100 % (H27)

*1 全交通手段のうち、鉄道、バス、タクシー等を利用した人の割合

*2 1日の平均利用者数が5,000人以上ある駅のエレベーター等の設置率

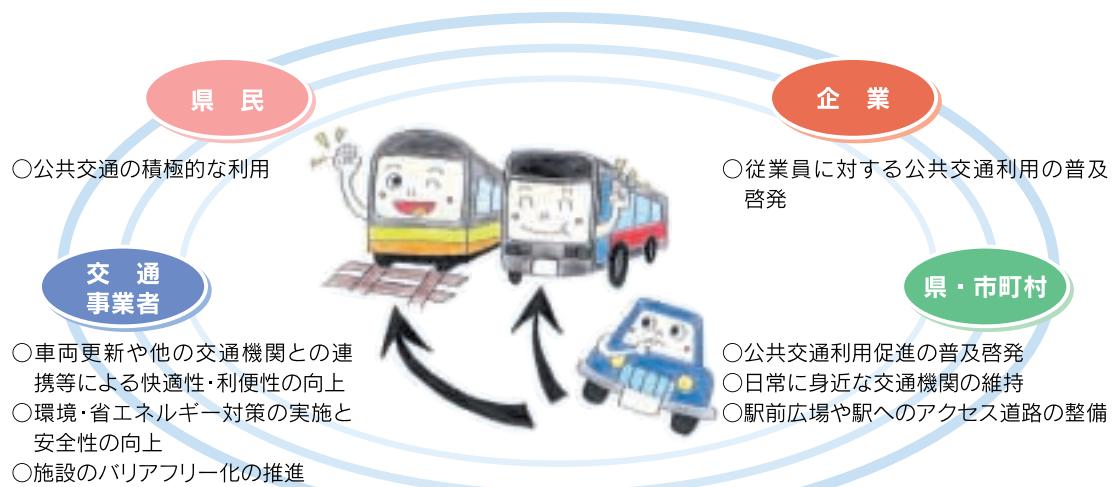


パーク・アンド・ライドのイメージ



バリアフリー化された駅構内

期待される主な主体の役割

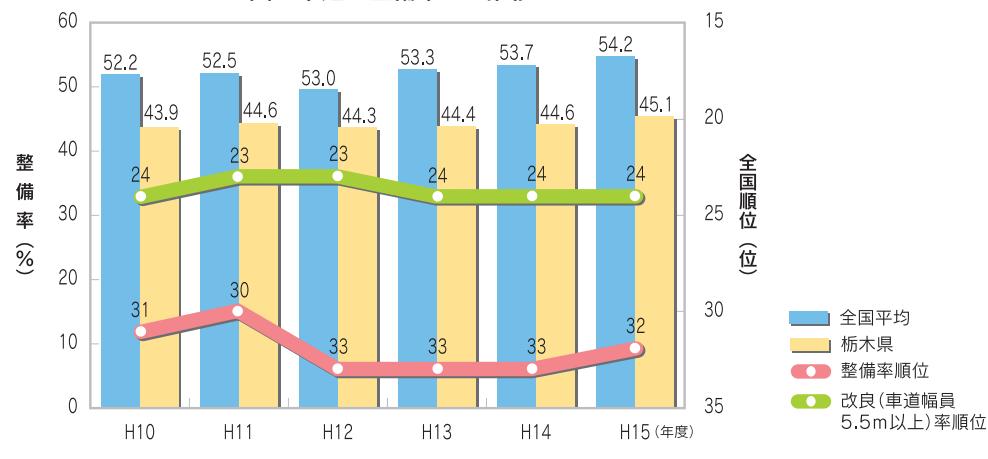


施策の目標

誰もが、どこへでも安全でスムーズに移動できる道路ネットワークの形成により、県土の発展と県民生活の利便性向上を図ります。

現状と課題

- 多くの機能が集積する宇都宮市など広域市町村圏中心都市や、全国への移動窓口となる高速道路インターチェンジへのアクセスに時間要する地域が多く残されています。
- 日常生活で利用する道路に、すれ違いが困難な区間や、急カーブ・急勾配の区間が数多く残されており、交通の利便性や安全性が損なわれています。
- 都市中心部等において、著しい渋滞が発生し、産業発展や生活の利便性を損なうとともに、環境への負荷が生じています。

国・県道の整備率^{*1}の推移

資料：国土交通省「道路統計年報」

*1 安全にすれ違いができる、かつ混雑しないように整備された道路の割合。なお、本県の場合、改良率は全国平均で推移しているが、渋滞箇所が多いことなどにより、整備率は低くなっている。

施策の展開

参照：第3部 P208～P209

県内外との交流・連携を高める道づくり

国土レベルの交流圈形成の基盤となる道路や都市間連絡道路を整備し、県内外との交流連携の拡大、物流の効率化、産業の振興、観光周遊の促進などを支援します。

- 北関東自動車道など高規格幹線道路の整備促進
- 鬼怒テクノ通りなど地域高規格道路をはじめとする広域道路の整備推進
- 黒磯インターチェンジ（仮称）追加などによる既存の高速道路の利便性向上

日常生活を支える道づくり

通勤通学や買い物・医療など、日常の暮らしにおける便利で安全な移動を確保する生活道路の整備を推進するとともに、高度道路交通システム（ITS）^{*2}の構築により、道路利用者の利便性向上を図ります。

- 地域間の交流連携を支える道路の整備推進
- すれ違い困難箇所の整備推進
- 都市の環状道路や都市内道路の整備推進

渋滞のない道づくり

主要渋滞ポイントを中心に、立体化等による交差点改良やバイパス整備に加え、交通需要マネジメント（TDM）^{*3}や交通管制システムの高度化等により、渋滞の解消や環境負荷の軽減を図ります。

- 宇都宮環状北道路などの主要交差点や築瀬立体などの鉄道交差部の立体化

*2 情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でひとつに結び、渋滞問題等を解決する交通システム

*3 道路利用者に、公共交通機関の利用や相乗り・時差出勤など、時間・経路・交通手段・自動車利用法の変更や工夫を促し、交通混雑の緩和を図る方法

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
県庁へ60分以内で到達できる人口の割合	68.0 % (H7)	70.3 % (H12)	75.6 % (H17)	83.0 % (H22)	91.0 % (H42)
高速道路インターチェンジへ30分以内で到達できる人口の割合	63.0 % (H7)	71.3 % (H12)	76.0 % (H17)	86.8 % (H22)	91.9 % (H42)
県民1人当たりの渋滞損失時間	—	30.9 時間／年 (H14)	28.9 時間／年 (H17)	27.4 時間／年 (H22)	22.8 時間／年 (H42)



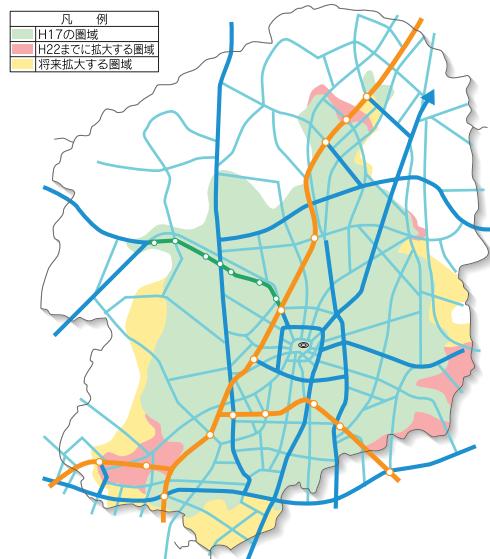
新鬼怒川渡河道路完成予想図



黒磯インターチェンジ(仮称)完成予想図



鬼怒テクノ通り完成予想図



県庁へ60分圏域図

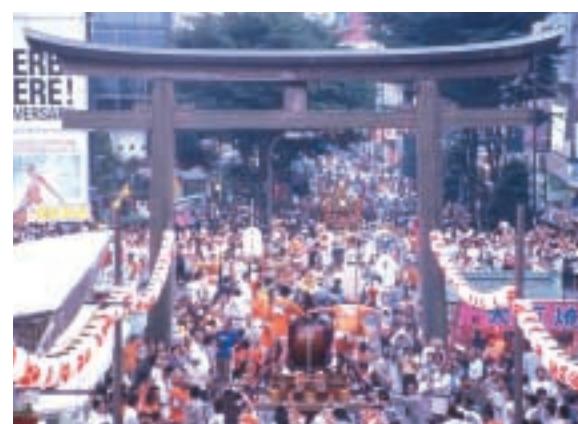
期待される主な主体の役割





北関東自動車道（真岡インターチェンジ（仮称））
および鬼怒テクノ通り完成予想図

北関東自動車道および国道408号「鬼怒テクノ通り」の建設が着々と進んでいます。「活力あるとちぎ」を実現するため、県民が真に必要とする社会資本を、今後も着実に整備します。



ふるさと宮まつり

毎年、夏に開催される「ふるさと宮まつり」。地域の人々が主役となり、「街の顔」とも言うべき、中心市街地を活性化させ、まちなかに“元気”を取り戻します。

政策42 魅力とうるおいのある生活空間をつくる

目標

県民誰もがうるおいのある生活を実感でき、地域住民の交流が促進される魅力ある生活空間を創出します。

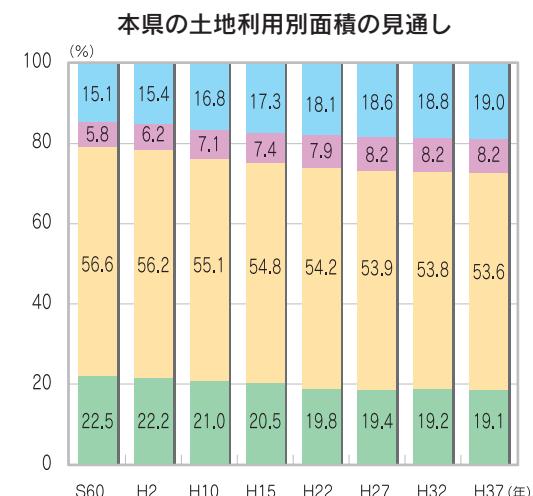
現状と課題

少子高齢化の進行や環境意識の高まり、ライフスタイルの多様化等により、「にぎわい」「活力」「ゆとり」「うるおい」をはじめ多様な価値観を満たす生活空間の創造が今まで以上に求められ、県民のニーズが変化しています。

このため、誰もが安全・快適にいきいきと生活できるまちづくりやむらづくりを進め、その活力を高めるとともに、地域の特性を活かした美しい街並みや里山等の原風景を保全し、緑あふれる空間や憩いの場づくりを進めることで、魅力とうるおいのある生活空間づくりを推進していく必要があります。

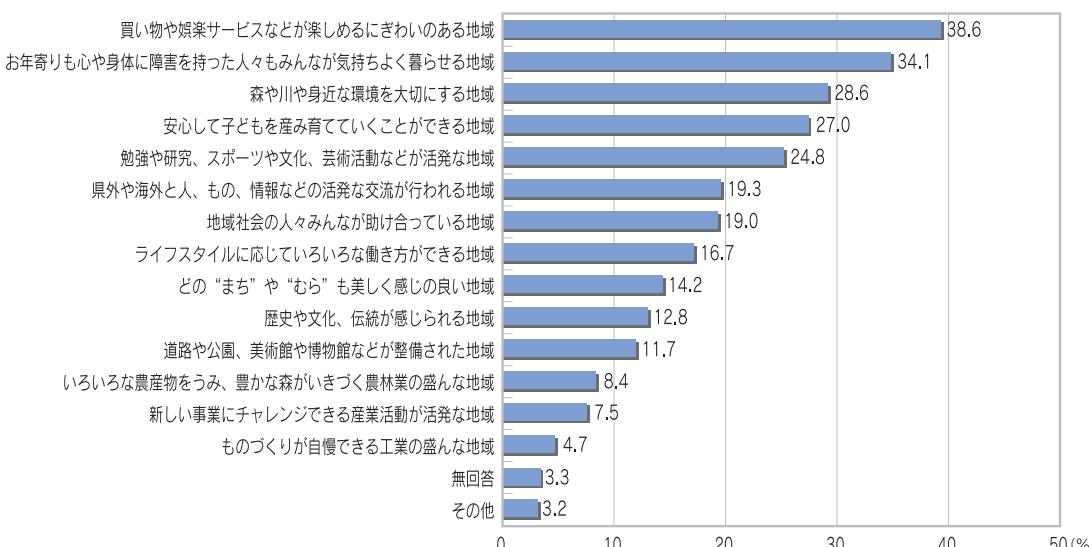
取組の方向

- 総合的かつ計画的な土地利用、地域特性を生かした地域づくりを推進します。
- 都市計画の適切な運用のもと、快適で活力あるまちづくりを推進します。
- 都市と農村の多様で広域的な交流を促進します。
- 地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに、県民参加によるみどりづくりを推進します。
- 県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間等を創出します。



資料：県企画部（平成17年10月推計）

あなたやあなたのまわりの人々にとって、これからのかつぎがどのようにあつたら良いと思いますか



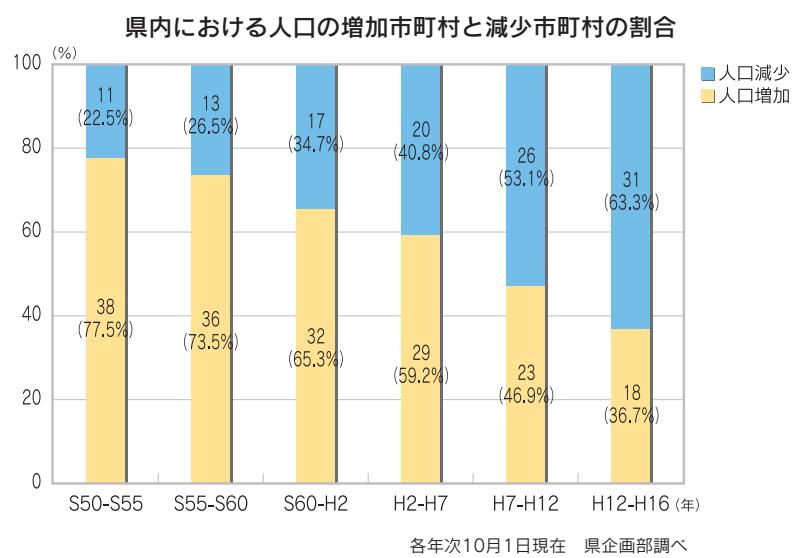
21世紀のかつぎづくりに関する若者意向調査 (H16)

施策の目標

総合的かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地域の特性を活かした地域づくりを進め、さらに広域交流・連携を推進します。

現状と課題

- 人口減少時代を迎え、定住人口の減少等による地域活力の低下が危惧されています。
- 地域への誇りや愛着の希薄化により、コミュニティの崩壊が危惧されている一方で、個々の地域においては、人々を引きつける地域独自の資源が十分に活用されていません。
- 社会経済情勢の変化や地域の課題に対応した適正な土地利用が求められています。



施策の展開

参照：第3部 P210

総合的かつ計画的な土地利用の推進

県土利用の基本方針である国土利用計画県計画、県土の総合的かつ計画的な利用を図るための土地利用基本計画及び都市計画法や農地法などの個別規制法を適切に運用するとともに、市町村における総合的な土地利用計画の策定を促進します。

- 適切な土地利用の誘導及び土地利用情報の充実

地域資源を活かした「わがまち」づくり

市町村における地域独自の特色をもった地域づくりの施策展開を促進するため、住民協働のもと、地域が主体となった地域づくり計画の策定や地域の活性化策の支援を行います。

- 市町村に対する地域再生計画^{*1}・特区計画^{*2}の策定・支援
- 地域独自の自発的な地域づくり活動への支援

広域交流・連携による地域づくり

交流人口の増大による地域の活性化を図るため、地域資源を活用した、市町村のネットワーク化を進めます。

また、県内にとどまらず、県域を越えた交流事業を推進します。

- 市町村間の連携事業への支援
- 県域を越えた広域連携事業の推進
- 広域交流拠点施設整備への支援

*1 地域再生法に基づき、地域が行う自主的・自立的な取組による地域活力の再生を図るための計画

*2 構造改革特別区域法に基づき、地域の特性に応じた規制緩和の特例措置を設けるための計画

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
国土利用計画市町村計画等、市町村の土地利用計画策定率(面積ベース)	17.5 % (H6)	32.4 % (H11)	44.6 % (H16)	75.0 % (H22)	100 % (H27)
地域再生計画・特区計画の認定市町村割合	—	—	20.5 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
まちづくり活動を主とするNPO法人数	—	8 法人 (H11)	68 法人 (H17)	101 法人 (H22)	134 法人 (H27)

地域づくりの推進



期待される主な主体の役割



施策の目標

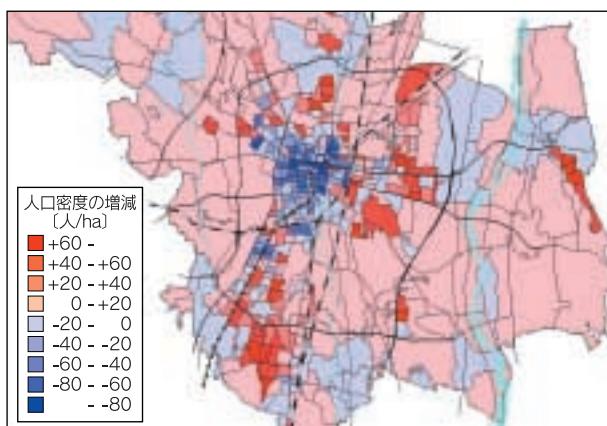
都市計画の適切な運用のもと、住み良い居住環境の形成を進めるとともに、快適で活力あるまちづくりを推進します。

現状と課題

○本県の多くの都市では、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化の進展に伴い、都市の郊外へと開発が拡散的に進められてきました。その結果、中心市街地の空洞化や密集市街地の防災性の低下等多くの課題を抱えるとともに、魅力ある歴史文化等の地域特性を失いつつあります。

○このため、社会経済活動の中心となる都市について、今後、急激に進む少子高齢化等、時代の変化に対応した都市の再生を進め、その魅力と活力を高めることが望まれてます。

宇都宮市の夜間人口密度の推移(昭和50年～平成12年)



国土木部・宇都宮市調べ

施策の展開

参照：第3部 P211～P212

機能的で暮らしやすい市街地の整備・再生

県、市町村が連携して、まちづくりの将来像・具体計画となる「都市計画」を住民参加のもとに定め、土地利用計画・都市施設計画を適切に運用します。

都市の骨格となる都市計画道路の整備とともに土地区画整理事業などにより総合的な都市基盤の整備を進め、活力あふれる良好な市街地の形成を図ります。

- 幹線街路や都市環状道路の整備推進
- 土地区画整理事業による市街地の整備・再生の促進

中心市街地の活性化

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市基盤の整備やまちなか居住の推進、商業活性化策の支援を一貫的に行うなど、中心市街地の活性化に取り組みます。

- 市街地再開発事業等による魅力ある賑わい空間の創出等の促進

地域の創意工夫を活かしたまちづくり

都市の再生や観光地の魅力向上を実現するため、まちづくり交付金事業などを活用した地域の特性や創意工夫を活かした住民参加型のまちづくりを促進します。

良好な住まい・住環境づくり

県民が安心して生活できる住まいと住環境を実現するため、安全性に優れ、環境や少子高齢化への配慮がなされた良質な住宅づくりを推進します。

- 住宅性能表示制度の普及促進による安全性に優れた住宅づくりの推進
- 地域住宅交付金制度^{*1}の活用による地域の創意工夫を活かした住環境の創出

*1 地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし住宅の整備や居住環境など地域の暮らしをトータルに支援する制度

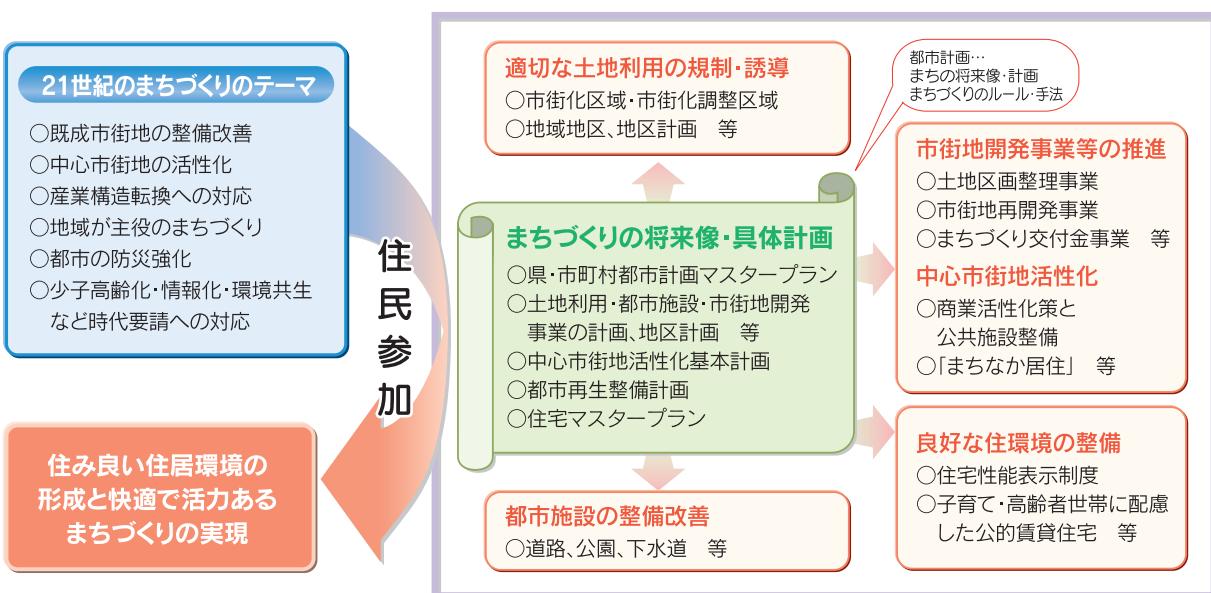
成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
市街地内幹線道路の整備率 ^{※2}	47.4 % (H7)	51.1 % (H12)	54.3 % (H16)	60.0 % (H22)	65.0 % (H27)
道路・公園などが整備された安全で住みやすい市街地面積の割合 ^{※3}	18.0 % (H7)	21.0 % (H12)	23.2 % (H16)	23.8 % (H22)	25.0 % (H32)
地域の創意工夫を活かしたまちづくり実践市町村割合 ^{※4}	—	12.0 % (H12)	55.0 % (H17)	76.0 % (H22)	100 % (H27)

※2 市街化区域内等において、都市計画決定済みの幹線となる道路の整備率

※3 土地区画整理事業により、整備した市街地の面積の割合

※4 まちづくり交付金事業により、都市再生・地域再生を行っている市町村の割合



期待される主な主体の役割

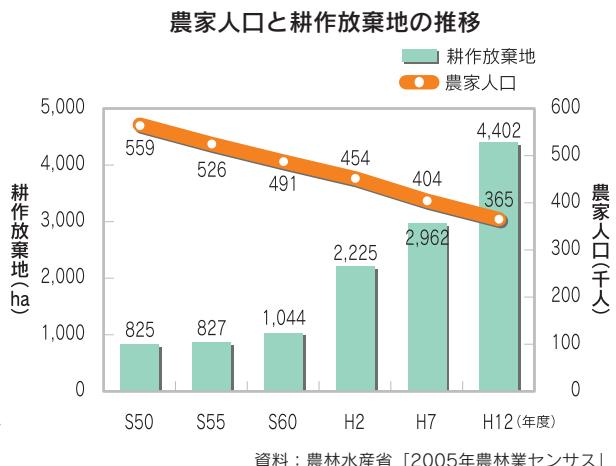


施策の目標

農山村の持つ豊かな地域資源を保全・継承・有効活用し、地域住民が都市住民と積極的に交流する農山村づくりを推進します。

現状と課題

- 農山村地域においては、過疎化、高齢化の進展等により、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、農業生産活動の停滞、地域の連帯感の希薄化が進んでおり、集落組織や伝統文化の継承が困難になります。
- 県民からは農山村に対して、美しい景観と「ゆとり」や「やすらぎ」のある場としての期待が高まっています。
- 農産物直売所や農村レストラン等を核とした新たな農業生産や地域連帯、協働のシステムが生まれつつあります。



施策の展開

参照：第3部 P213

農山村の持つ豊かな地域資源の保全・継承

農村景観・自然環境などの地域資源や伝統的な行事・芸能などの農山村活動に対する地域住民等の理解と関心を高めるとともに、農山村が持つ豊かな自然や里山の生態系の保全を図ります。

- 良好な農村景観形成のための景観農業振興地域整備計画^{※1}の策定促進

都市農村交流の活発化

農村の持つ美しい自然や景観、貴重な伝統文化や食文化など、農村特有の地域資源を有効に活用し、都市と農村の交流基盤の整備や地域コミュニティづくりを通して都市農村交流の活発化を促進します。

- 地域資源を活用した農村滞留プログラムの開発
- 市民農園等の農作業体験施設の設置促進

快適な農山村空間の創造

地域の特性を踏まえ、農地や農林道などの生産基盤と農業集落排水・情報通信施設などの生活環境基盤を一体的に整備するとともに、地域住民が主体となった農村環境の保全や形成を促進します。

特に、中山間地域については、中山間地域等直接支払制度^{※2}等を活用して、継続可能な農業生産活動や多様な地域活動の展開を促進します。

- 中山間地域等直接支払制度の推進による耕作放棄地の解消

※1 景観法に基づく景観計画区域内において、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、区域を指定して農業上の利用や農用地等の保全に関する事項などを定める計画

※2 中山間地域等の耕作放棄を防止するため、集落内で協定に基づき5年以上継続して農業生産を行う農業者等に交付金が支払われる制度

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
市民農園利用区画数	1,365 区画 (H6)	2,414 区画 (H11)	3,015 区画 (H15)	5,000 区画 (H22)	10,000 区画 (H27)
農村における都市住民ボランティア活動参加者数 ^{※3}	—	370 人 (H11)	730 人 (H15)	2,000 人 (H22)	5,000 人 (H27)
地域住民等による豊かな自然環境創造取組地区数 ^{※4}	7 地区 (H6)	19 地区 (H11)	26 地区 (H15)	36 地区 (H22)	50 地区 (H27)

※3 「とちぎ夢大地応援団」など、農業・農村の持つ豊かな地域資源の保全を目的とするボランティア組織の活動への参加者数

※4 生態系や景観に配慮した農業生産基盤整備事業などを計画策定期段階から地域住民が参画して取り組む地区数



期待される主な主体の役割



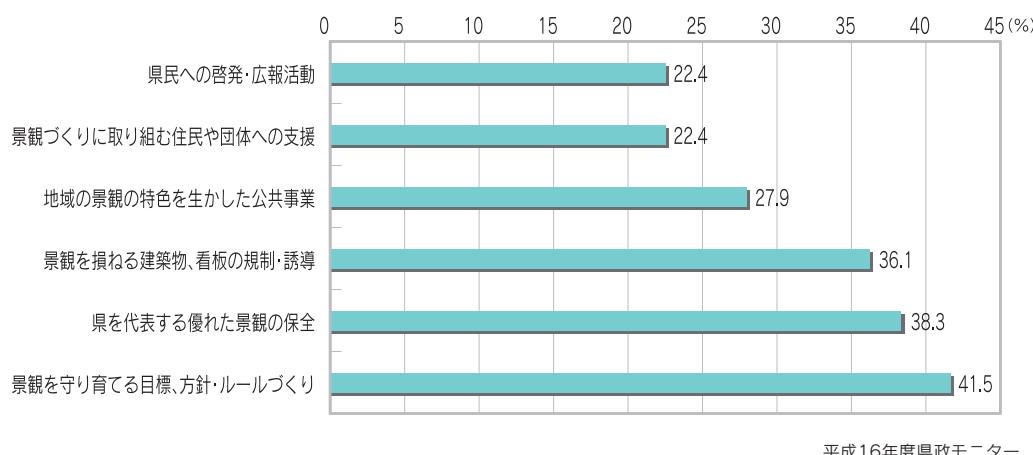
施策の目標

ふるさと“とちぎ”の自然・都市・農村等の地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに県民参加によるみどりづくりを推進します

現状と課題

- 平成17年6月に全面施行された景観法に基づく新たな取組として、景観に配慮した道づくりや川づくりなど、地域の特性を生かした景観形成の施策展開が課題となっています。
- 「花と緑づくり活動」に関する県民意識調査によると、ボランティア活動に参加したいという希望が増えています。

景観づくりに求められる行政の役割



施策の展開

参照：第3部 P214

良好な景観の誘導

景観法に基づく市町村景観計画の作成や地域住民の景観形成の活動を指導・支援し、自然・都市・農村等の地域の特性を生かした良好な景観形成を図ります。

- 市町村等への景観アドバイザーの派遣
- 地域住民との協働による違反広告物の除却推進

花と緑づくり活動の推進

地域の花や緑づくりを担う組織や人材を育成し、植樹体験などを通した普及啓発により、住民参加による花や緑づくり活動、緑地の保全活動を促進します。

- 市町村緑化推進組織の設立促進及びボランティア団体ネットワークの構築
- 花や緑づくり活動の普及啓発や指導者の養成
- 平地林や都市緑地の保全活動への住民参加の促進

美しい街や個性的な地域を形成する道や川づくり

地域の歴史や文化等を活かした街並みの形成や景観に配慮した道づくりを進めるとともに、河川本来の美しい景観を保全・整備します。

- 目抜き通り等における道路の無電柱化^{※1}の推進
- 道路の緑化、歩道の美化の推進

※1 電線の地下埋設等により道路から電柱・電線を無くすこと

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
景観計画策定市町村割合	0 % (H6)	0 % (H11)	0 % (H16)	27.3 % (H22)	100 % (H27)
市町村緑化推進組織の設立率	16.3 % (H7)	40.8 % (H12)	33.3 % (H17)	63.6 % (H22)	100 % (H27)
市街地内幹線道路の無電柱化率	3.1 % (H6)	6.2 % (H11)	10.2 % (H16)	14.2 % (H22)	17.0 % (H27)



街の顔となる道づくり（城内坂・益子町）



学校緑化活動

期待される主な主体の役割



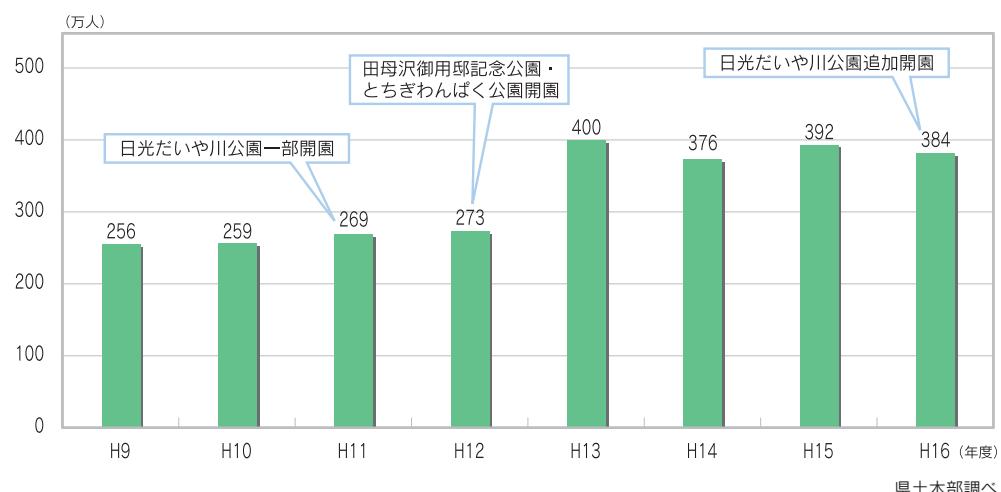
施策の目標

県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間を創出します。

現状と課題

- 少子高齢化等の社会構造の変化や県民意識の多様化等を背景として公園や水辺空間に対するニーズも多様化しています。
- 健康で豊かな生活を実現するためには、花と緑と水に囲まれた美しい環境の中で、スポーツ、健康維持のための活動、コミュニティ活動など様々な余暇活動が繰り広げられる場となる公園や水辺空間が必要となっています。

県営都市公園の利用者数



施策の展開

参照：第3部 P215

親しみのある都市公園づくり

県民の多様なニーズに対応でき、誰もが安全で安心して過ごせる都市公園の機能向上等を図ります。

- 季節の花々に関するイベント、地域の特色を活かした体験イベント等の開催
- 県民とともに取り組む公園づくりの推進

うるおいのある水辺空間の整備と利用促進

地域と調和した水辺空間の整備や良好な自然環境を有する河川の保全を行うとともに、有効活用を促す情報提供をするなど、レクリエーションの場ともなる水辺空間の利用促進を図ります。

- 親水性のある河川の整備と適正な維持管理
- 地域住民と取り組む水辺づくりの推進

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
県営都市公園の利用者数	273万人 (H6)	269万人 (H11)	384万人 (H16)	420万人 (H22)	450万人 (H27)
愛パークとちぎ ^{※1} の団体数	— (H6)	— (H11)	9団体 (H16)	15団体 (H22)	20団体 (H27)
河川愛護活動の参加人数	— (H6)	140,126人 (H11)	103,703人 (H16)	110,000人 (H22)	130,000人 (H27)

※1 地域住民等が公園毎にボランティア活動団体として登録し、公園内の環境美化活動等を実施するもの



井頭公園バラまつり（真岡市）



日光だいや川公園パークゴルフ場（日光市）



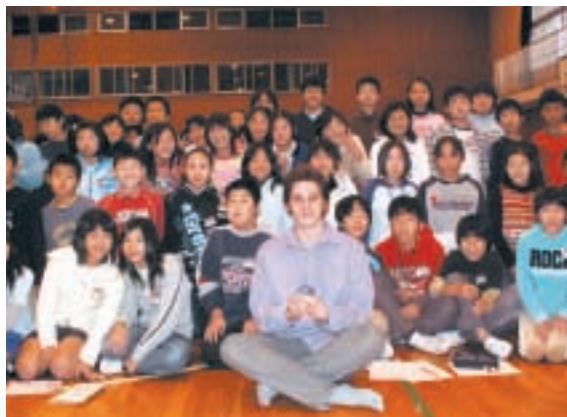
とちぎわんぱく公園コスモス畑（壬生町）



松田川ダム 森と湖に親しむつどい（足利市）

期待される主な主体の役割





小学校での国際理解教育

国際交流員は県内小中高等学校等の児童・生徒等を対象にして、国際理解促進のための講座を開催しています。



日光東照宮例大祭「百物揃千人武者行列」

地域の人たちの努力と協力で伝統的な祭りが守り伝えられ、多くの県内外、広くは海外の人たちとの交流の輪が拡がり、地域全体の活力の源となっています。

政策43 にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

目標

交流と連携を促進していくことで、地域の個性と活力を高め、出会いとふれあい、そしてにぎわいにあふれる地域社会を創造します。

現状と課題

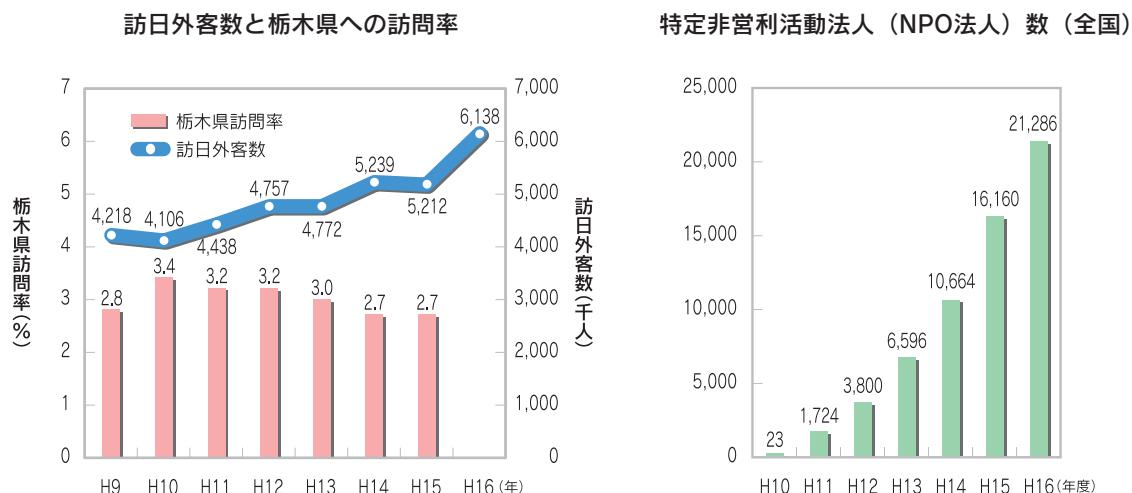
グローバル化の進展や情報通信技術・交通手段の急速な発達により、様々な交流と連携の輪が、地域を越え、国境を越えて広がっています。

今後ますます活発化する人々の交流を活かして誘客を促進するなど観光の振興を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組などを進めることにより、国際化時代にふさわしい魅力ある地域づくりを推進していくことが課題となっています。

また、交流と連携の基盤を確立していくため、ユビキタスネットワーク社会の構築を進めるとともに、すべての人が積極的に社会に参画し、知恵と力を出し合って地域の自立と持続的な発展を目指す連携・協働の地域社会を構築していくことが重要になっています。

取組の方向

- 多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光とちぎ”づくりを進めます。
- 教育、文化、産業など幅広い分野での国際化を推進し、魅力ある地域をつくります。
- ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくります。
- 必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。



資料：訪日外客数（国土交通省集計）
栃木県訪問率 ((独)国際観光振興機構「訪日外国人旅行者調査」)

内閣府調べ

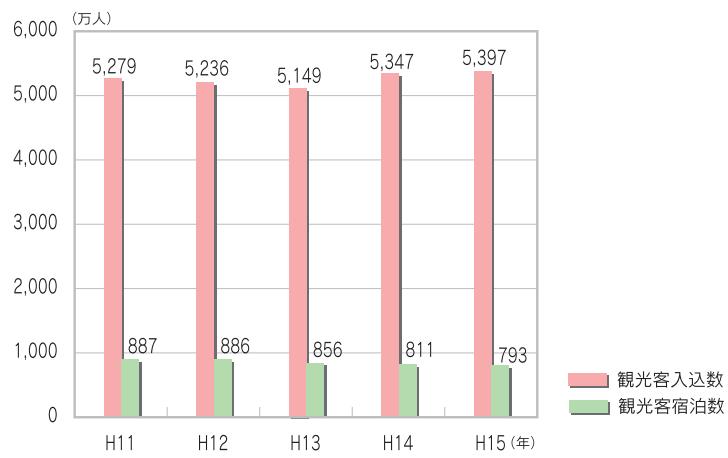
施策の目標

観光立県に向け、多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光とちぎ”づくりを推進します。

現状と課題

- 景気の低迷、旅行ニーズの多様化などを背景に、観光地間の競争が激化しています。
- 県内観光客入込数は増加していますが、平成3年以降、県内主要温泉地の宿泊客数は減少傾向にあります。
- 近年、訪日外国人旅行者数は増加していますが、日本人の海外旅行者数に比べ、その数はまだまだ少ない状況にあります。
- 観光産業は、人口が減少に向かう中で、交流人口を増大させ、地域社会や経済を支えるリーディング産業としての期待が高まっています。

栃木県観光客入込数・宿泊数の推移



資料：栃木県「栃木県観光客入込数・宿泊数推計調査」

施策の展開

参照：第3部 P216～P217

地域の魅力を生かした誘客の推進

本県ならではの観光資源を生かし、地元市町村、関係機関との連携を図りながら、各種メディアの活用、旅行エージェントや交通事業者とのタイアップ等を進め、国内外からの誘客を推進します。

- 首都圏をはじめ関西や東北地域等からの国内誘客対策の強化
- 東アジアを中心とした外国人誘客対策の充実
- フィルムコミッショニング^{※1}活動の推進

地域の特性を踏まえた観光地づくり

体験型、交流型などの地域観光資源の発掘・創出を進めるとともに、観光地・地域観光資源間のネットワーク化や滞在型観光の促進、受入体制の整備・充実等を図り、多彩な観光資源が揃った魅力ある観光地づくりを推進します。

- 観光地のブランド力の向上と環境整備の推進

観光地へのアクセス向上

アクセス道や観光拠点間の道路整備を進めるとともに、公共交通の利便性の向上を促進し、広域的な観光交通の円滑化を図ります。

- 観光地アクセス道や周遊道の整備、道路案内標識・道路情報板の設置等

※1 映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、支援する組織であり、ロケ地に関する情報提供や相談、撮影への同行などを行う。

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
観光客入込数	—	—	71,582 千人 (H16)	73,600 千人 (H22)	75,700 千人 (H27)
観光客宿泊数	—	—	8,715 千人 (H16)	8,900 千人 (H22)	9,100 千人 (H27)
外国人宿泊者数	—	—	89 千人 (H16)	145 千人 (H22)	200 千人 (H27)

注) 観光客入込数・宿泊数は、平成16年から調査基準の変更があったため、それ以前との比較はできない。

施策展開のイメージ



期待される主な主体の役割



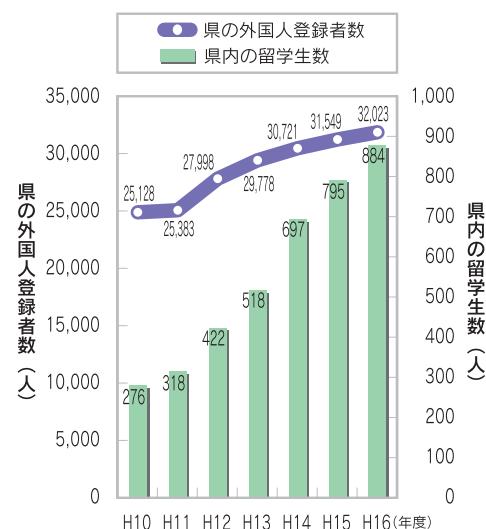
施策の目標

教育、文化、産業など幅広い分野での更なる国際化や多文化共生社会の実現に向け、国際化時代にふさわしい魅力ある地域をつくります。

現状と課題

- 本県に在住する外国人が年々増加していますが、地域社会の中で日本人と外国人が、互いに文化や考え方を理解し合い、尊重し合える環境づくりが重要となっています。
- グローバル化や情報化の進展等により大きく変化している社会情勢に的確に対応した産業や観光振興を図っていくことが課題です。
- 現在、民間国際交流団体等を中心に様々な国際交流が展開されていますが、今後、県民による幅広い国際交流や草の根レベルの国際協力が、より大きな役割を担っていくものと考えられます。
- 日常生活が国際社会との関わり抜きには成り立たなくなっている中、県民の外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際社会への理解を深めていくことが重要となっています。

県の外国人登録者数と県内の留学生数



資料：とちぎの国際化の概要（2005）

施策の展開

参照：第3部 P217～P218

多文化共生地域づくりの推進

日本人と外国人が、互いに文化や考え方を理解・尊重し、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

- 外国人にもわかりやすい生活情報等の提供や外国人の日本語学習の促進

産業分野における国際化の推進

貿易相談窓口の機能充実などにより県内企業の海外への市場展開や農産物の輸出拡大を支援するとともに、県内への外国企業や外国人観光客の誘致を促進します。

- 投資や観光分野での本県の魅力発信

県民主体による国際交流・国際協力の促進

県民が国際活動に取り組みやすい環境づくりを進め、幅広い分野における外国人との交流を推進するとともに、多様な国際協力への取組を促進します。

- 県民の国際活動促進のための情報提供の充実
- 友好交流先等との交流のすそ野拡大
- 草の根レベルの多様な国際協力の促進

国際感覚豊かな人材の育成

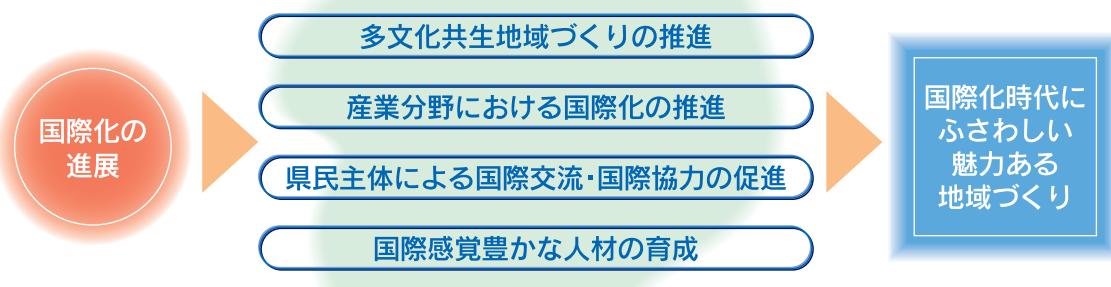
県民の国際理解の一層の促進を図るとともに、国際化に対応した教育を推進し、国際感覚豊かな人材を育成します。

- 国際理解のための講座等の開催の促進
- 学校教育における外国語教育や外国人児童生徒・帰国児童生徒への教育の充実
- 国際感覚に優れた地域リーダーの育成促進

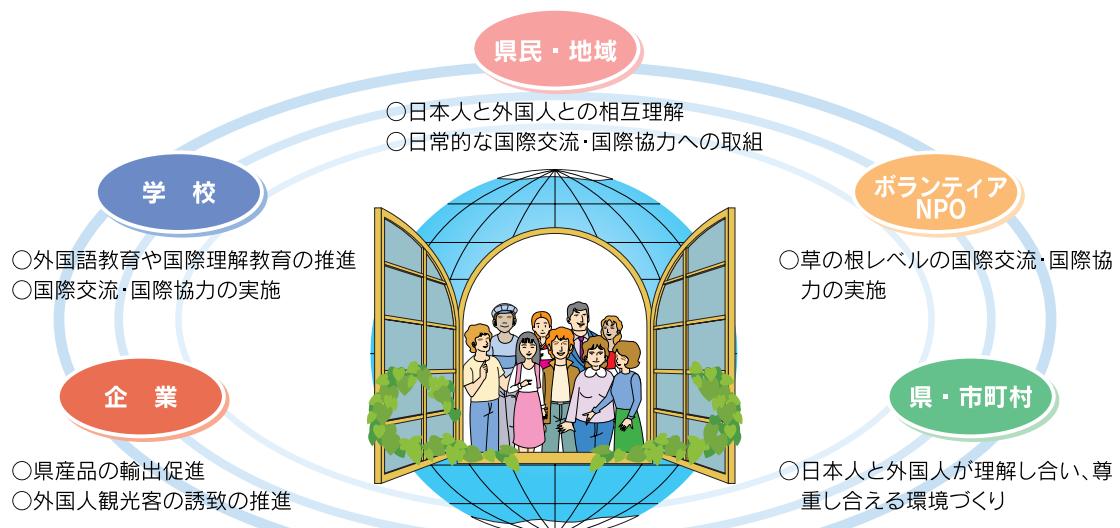
成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
国際交流・国際協力の経験のある県民の割合	—	29.8 % (H12)	28.4 % (H17)	40.0 % (H22)	45.0 % (H27)
外国語により生活情報を提供している市町村の割合	—	36.7 % (H10)	43.0 % (H15)	57.0 % (H22)	67.0 % (H27)
県内の貿易額（H15を100とする指数）	—	99.0 (H10)	100.0 (H15)	107.0 (H22)	110.0 (H27)

本県の国際化の推進



期待される主な主体の役割



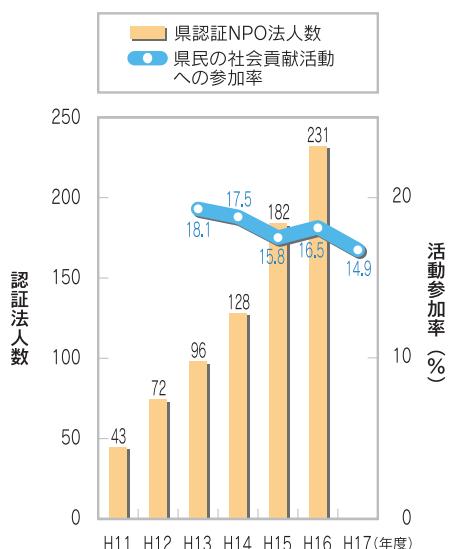
施策の目標

社会貢献活動の健全な発展を促進し、ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくります。

現状と課題

- 社会・経済環境や住民意識等が変化する中で、自主的、迅速、柔軟に対応できるボランティアやNPO等による社会貢献活動が注目を集めていますが、関心を持ちながらも、きっかけがないなどの理由により、具体的な行動に結びつかないという現状があります。
- 県民だれもが活動への理解を深め、また、意欲を持つだれもが社会貢献活動に参加しやすい環境が十分とは言えない状況にあります。
- ボランティアやNPOと企業、行政等が互いの特性を活かして共通の目的のもと、地域の課題解決に向けた取組を進めていくための仕組みやお互いが理解することができる機会の確保が重要になっています。

県認証NPO法人数と
県民の社会貢献活動への参加率



県生活環境部調べ

施策の展開

参照：第3部 P218～P219

ボランティア・NPO活動促進のための環境づくり

全ての県民が社会貢献活動への理解を深めるとともに、活動に興味・関心を持つだれもが、活動に関する情報を容易に得ることができ、気軽に参加できる環境づくりを進めます。

- 人と情報の交流等の拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能充実
- NPO等の人材育成等組織基盤の強化

協働を推進するための環境づくり

ボランティアやNPO、企業、行政等が、それぞれの特性を活かし、相互理解に基づく対等な関係のもと、地域の課題解決に向けて取り組めるよう環境づくりを進めます。

- 全県的に協働を推進するための仕組みづくり
- 提案・実践型協働推進事業の実施

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
県民の社会貢献活動への参加率	—	18.1 % (H13)	14.9 % (H17)	25.0 % (H22)	33.3 % (H27)
NPO法人と行政との協働事業実施率 ^{※1}	—	—	14.2 % (H17)	20.0 % (H22)	25.0 % (H27)
社会貢献活動支援データベース登録団体数	—	—	193 団体 (H16)	500 団体 (H22)	700 団体 (H27)

※1 県認証NPO法人のうち、県又は市町村と何らかの協働事業を実施している法人の割合



とちぎボランティアNPOセンター
「ぼ・ぼ・ら」での活動風景

期待される主な主体の役割

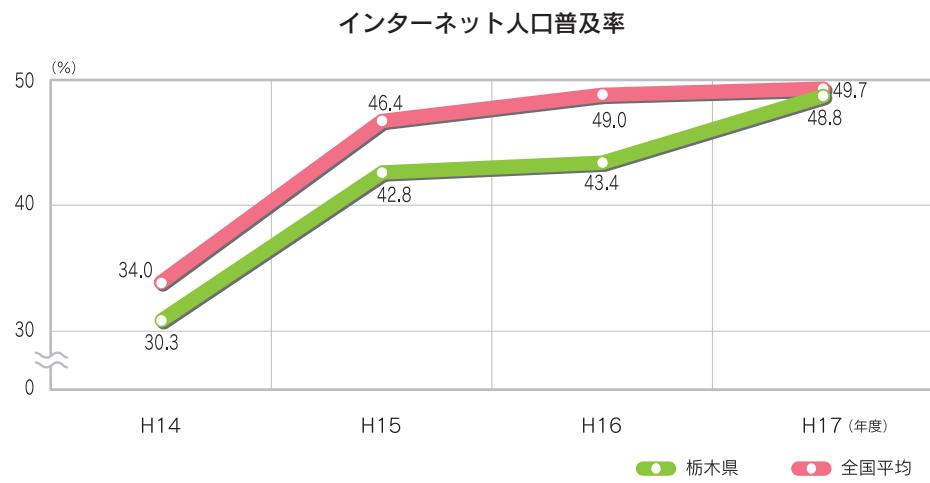


施策の目標

いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。

現状と課題

- 採算性等の理由により情報通信基盤の整備が進まない地域が残されています。
- 高齢者や障害者など情報通信サービスを利活用できない人がいます。
- 情報通信基盤の整備が進んでいるにもかかわらず、実際の利用者が少ない状況となっています。
- 地上デジタル放送が開始され、その有効活用が期待されています。



施策の展開

参照：第3部 P219

情報ネットワーク社会の実現に向けた環境の整備促進

山間地等情報通信の格差を是正するため、通信事業者による自主事業取組の促進や整備への支援など、国、市町村、事業者と連携して整備を促進します。

情報ボランティア等の育成に取り組み、県民の情報活用能力の向上に努めます。

- 山間地等における情報通信基盤の整備促進

- すべての県民における情報リテラシー(活用能力)の向上

情報通信サービスの利活用促進

県民生活に密着した魅力ある情報コンテンツ（内容）の充実を図るとともに、県民が、インターネットを通じて各種行政手続サービスを利用できるようにします。

- 県民が行政手続きの申請や行政情報の入手、行政参加を行う際のIT利活用の促進

- 地理情報を活用したわかりやすい情報提供の充実

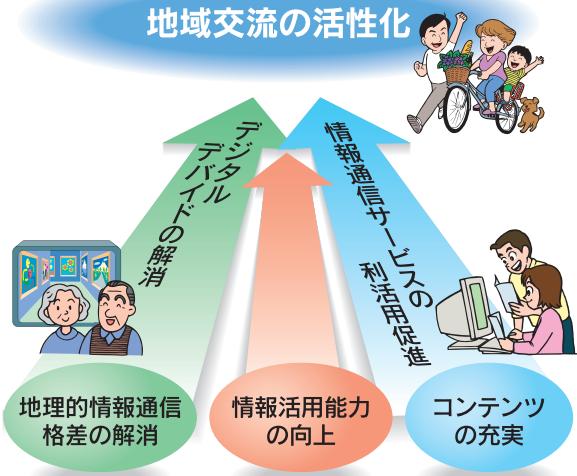
- 行政における地上デジタル放送の利活用方策の検討

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
ブロードバンド ^{※1} 契約世帯の割合	—	5.5 % (H14)	33.8 % (H16)	50.0 % (H22)	65.0 % (H27)
県ホームページアクセス件数	—	438 千件 (H11)	5,500 千件 (H16)	10,000 千件 (H22)	15,000 千件 (H27)
IT講習会延べ受講者数	—	370 人 (H12)	124,669 人 (H16)	180,000 人 (H22)	200,000 人 (H27)

※1 光ファイバーやCATVなど、高速度で大容量の通信回線により提供されるサービスの総称

地域交流の活性化



NPOによる IT 講習会

期待される主な主体の役割

